

枚方市新型コロナウイルス感染症にかかる事業継続固定費支援金

テナント事業者を支援

1店舗につき
10万円支給

条件1:テナント契約である

条件2:対象月の売上減少率

令和2年4、5、6月のいずれかの月で
前年同月比の売上減少率が

15%以上 50%未満 であること

※売上減少率が50%以上の場合は、条件3の支援金について
大阪府へお問い合わせください。

条件3:府の支援対象外である

大阪府から休業要請支援金(府・市町村共同支援金)
休業要請外支援金の支給を受けていない

申請方法

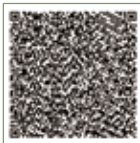
郵送または合同窓口(枚方市民会館
大ホールロビー)に必要な書類をそろ
えて提出

郵送受付開始
5月25日～

窓口受付開始
5月28日～

▼詳細はホームページから

枚方市 事業継続固定費支援金



スマホはこちら▶